

第20回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議録

招集年月日	平成17年1月21日(金)					
招集の場所	三崎町民会館 4階大会議室					
開会日時及び宣告	平成17年1月21日	午後2時00分	議長	井上善一		
休会日時及び宣告	平成17年1月21日 午後2時57分					
会議録署名委員	古田 宇佐彦		梶原 磯雄		小林 文夫	
会長	井上 善一					
副会長	中元 清吉					
副会長	宮本 征士					
委 員	氏名	出欠等	氏名	出欠等	氏名	出欠等
	谷藤 公敏		上田 實		阿部 吉馬	
	上野 守		阿部 道忠		松下 均	
	小泉 和也		大久保 光留	×	中村 敏彦	×
	田丸 喜一		山本 吉昭		小林 絹久	
	田中 康司	×	阿部 好晴		福田 一郎	
	山口 和哉		山本 眞平		清水 智素子	
	篠川 晴子		宮下 寛		福島 三郎	
	岡元 幸雄		井戸本 昭夫		中田 幸藏	
	樋田 剛		石崎 照夫		西谷 傳	
	小林 栄喜	×	梶原 磯雄		其田 稔	×
	木下 清		井上 喜代男		清家 慎太郎	
	古田 宇佐彦		河野 ヤヨイ		小松 道夫	
	二宮 定正		藤村 泰昭		村市 忠	
	藤井 順子		宮本 敏光		梶谷 吉幸	
	田縁 柳太郎		谷口 利治	×	西川 一彌	
	中藤 勇		佐々木 喜美香		小林 文夫	
	藤田 昭作					
監査委員	梶田 信夫		中西 正利		玉里 善雄	
顧問	高門 清彦					
幹事長代理	清水 博義					
幹事	濱口 市作		森口 又兵衛		阿部 松壽	
	山下 和彦		近田 三郎		阿部 一寿	
合併協議会事務局	増田 愛明		山本 桂二		坂本 明仁	
	加藤 克馬		三好 要		竹内 元昭	
	河上 芳輝		明神 千登勢			
専門部会	阿部 静明		大山 忠義		松本 満久	
	井上 島男		濱田 英昭		金森 一臣	
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					
傍聴人の数	3人					

## 会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ
- 3 . 会議録署名人の指名について
- 4 . 議事

### 報告

- 報告第 3 4 号 市町村の廃置分合に係る総務大臣告示について
- 報告第 3 5 号 新町行政機構について
- 報告第 3 6 号 特別職の報酬等について
- 報告第 3 7 号 消防団の取扱いについて
- 報告第 3 8 号 農業委員会委員の定数について
- 報告第 3 9 号 各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて
- 報告第 4 0 号 社会教育関係事業について
- 報告第 4 1 号 指定金融機関等について

### その他

- 新「伊方町」の住所表示について
- 第 2 1 回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

- 5 . その他
- 6 . 副会長（三崎町長）あいさつ
- 7 . 閉 会

協議会事務局長	<p>皆様、大変お待たせをいたしました。一同御起立ください。礼。御着席ください。どうもありがとうございました。</p> <p>本日は大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定により、出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただ今から伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会第20回会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしく願います。</p> <p>それでは、開会に当たりまして井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
井上会長	<p>それでは、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>昨年9月に第19回の協議会を開催し、数カ月経ちまして今年初めて第20回の協議会ということで、大変委員の皆様方におかれましては、お寒い中、一部欠席の方もいらっしゃいますけれども、それぞれ御出席を賜りましたことをまず厚くお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>昨日20日は二十四節気の一つの大寒でありまして、ちょうど暦の上での一番寒いといわれるのが、現実にもこう大変お寒い日になりました。引き続いて本日も大変寒い中でありましてけれども、これから日一日と暖かくなっていくというような、そんな今日このごろではないかと思えます。</p> <p>今年は、終戦後ちょうど60年目を迎えます。昭和20年の酉が乙酉でありましたので、今年平成17年も同じ酉ということで、ちょうど60年めぐって元に帰るということで、多分今年はその意味では20年生まれの宮本町長は還暦を迎えるということで、赤いちゃんちゃんこを着てお祝いをするのではないかと思いますけれども、いずれにしてもそういう節目の年でありますし、また、瀬戸町の場合は1年遅れておりますので50周年になりませんが、伊方町、そして三崎町につきましては昭和30年の合併以来、今年が50年の大変記念すべき年であります。そういう意味では戦後60年、そして昭</p>

協議会事務局長

和の合併から50年という大変節目の年に、こうして3町合併がなされて新しく町が誕生したという、そんな非常に記念すべき年になり、合併までの期間もあと2カ月余りとなりました。後ほど事務局から説明、御報告いたしますけれども、既に総務大臣の告示もいただき、あとは事務的なすり合わせをしながら4月1日の合併の日を迎えると、そんな状況であります。

そういう中で、前回以来事務的にさまざまな詰め作業を行っておりますそのことにつきましての御報告が、本日の主たる議題でございます。どうか皆様方の御協力をいただきまして、本日の会議がスムーズに円滑に運営されますようお願いを申し上げまして、ごあいさついたします。

どうもありがとうございました。

まず、本日の会議に入ります前に、私の方から合併協定書調印以降の経過報告及び本日の会議の進め方について説明をさせていただきます。

合併協議につきましては、委員の皆様方の御理解と御協力を賜り、昨年9月9日に無事合併協定書の調印を終え、その後3町議会にて合併関連議案の議決をいただきまして、10月21日、3町長において愛媛県知事あて廃置分合の申請書を提出いたしました。その後、県におきましても12月の県議会で議決の上、知事から総務大臣へ届け出を行い、先般正式に総務大臣から新伊方町の設置の告示があり、3町合併のための廃置分合の手続が無事完了いたしました。

一方、3町におきましては、現在専門部会や幹事会におきまして、新町発足に向けて条例や事務事業の具体的調整作業を精力的に行っているところであります。

本日の会議は、その具体的調整内容について3町長が協議して定めた事項につきまして、報告をさせていただくものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

これより、議事進行は、規約第10条の規定によりまして、井上会長に進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、会長、お願いします。

井上会長	<p>それでは、早速お手元の資料の会議次第によりまして、順次会議を進めていきます。</p> <p>会議次第3番の会議録署名人の指名についてお諮りいたします。</p> <p>会議録署名人の指名は、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>それでは、本日の会議録署名人に伊方町の古田宇佐彦委員、瀬戸町の梶原磯雄委員並びに三崎町の小林文夫委員を指名いたします。よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告事項を議題といたします。</p> <p>報告第34号市町村の廃置分合に係る総務大臣告示についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第34号市町村の廃置分合に係る総務大臣告示について。</p> <p>市町村の廃置分合に係る総務大臣告示について別紙のとおり報告する。</p> <p>平成17年1月21日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>市町村の廃置分合に係る総務大臣告示につきましては、平成16年10月21日、3町長が県知事に申請いたしまして、県議会で議決並びに県知事による廃置分合の処分決定をいただき、平成16年12月20日、県知事から総務大臣へ届け出をいたしておりました。この度平成17年1月17日、新伊方町設置について総務大臣の告示がありましたので、報告するものです。</p> <p>別紙をお開きいただいたらと思います。</p> <p>別紙1-1に官報告示の写しを添付いたしておりますので、お目通しをいただければと存じます。なお、この告示によりまして合併に係りまず一連の諸手続が完了したことになります。</p>

井上会長	<p>以上でございます。</p> <p>以上、事務局から御報告がございましたが、何か御意見はございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、以上で報告第34号を閉じます。</p> <p>次に、報告第35号新町行政機構についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。</p> <p>報告第35号について御説明をいたします。2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第35号新町行政機構について。</p> <p>新町行政機構について別紙のとおり報告する。</p> <p>平成17年1月21日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>新町の行政機構については、住民サービスの低下を招かないなど、行政組織及び機構の整備方針に基づき整備することとして確認されておりますが、具体的内容について専門部会で検討され幹事会で了承、3町長で合意をした機構、組織について、先日行政組織小委員会に報告させていただき了承されておりますが、本日その内容について御説明を申し上げるものです。</p> <p>新町の行政機構は住民サービスに急激な変化を与えない、低下させないことを基本といたしまして、現状の行政組織をもとに部制も含め再編を検討いたしました。そこで、本庁の町長部局に10課と収入役の補助組織として会計課、議会、教育委員会などの執行機関を設置いたしております。また、総合支所につきましても現状の機構を基本といたしまして、教育委員会関係課も含め6課を設置することといたしてございます。</p> <p>2-2ページをお願いいたします。2-2ページに町長部局であります総務課、それから財政課を掲載をいたしております。次のページに企画調整課、次のページに税務課、町民生活課、2-5ページに福祉課、2-6ページに商工観光課と農林水産課、2-7ページに建設課、下水道課、それから総合支所</p>

<p>井 上 会 長</p>	<p>ということで出されております。収入役の補助機関として会計課を掲載いたしてございます。次の2 - 8ページには町議会、農業委員会の執行機関と公営企業であります上水道課を掲載いたしてございます。2の9ページには教育委員会関係、2 - 10ページにかけて学校教育課、生涯学習課を掲載いたしてございます。2 - 11ページから2 - 13ページまで総合支所の機能を掲載いたしてございます。2 - 11ページに地域総務課、それから地域生活課、2 - 12ページに地域サービス課と地域建設課、地域振興課、それから2 - 13ページに地域教育課を掲載させていただいています。この一番右に掲載をいたしております事務の内容等につきましては、表現等の修正があるかもわかりませんが、その旨御了解をお願いいたします。</p> <p>以上、新町の行政機構でございます。</p> <p>ただ今事務局から新町の行政機構について御報告がございましたけれども、何か御意見はございませんでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>中 藤 委 員</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>短期間に新町行政機構の取りまとめ、事務局の方大変ご苦労さまでございました。入札の執行及び契約に関することについて質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>建設業をめぐる制度改正、公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律が平成13年2月16日施行されております。現在、国、県において事業費がどれだけか私把握しておりませんが、電子入札にどんどん移行されているやにマスコミで報道されておることは皆さん御承知だと思います。</p> <p>新町行政機構の資料によりますと、ページ2 - 2、財政課に契約係を置いて全町の指名業者の選定、入札執行及び契約に関するを行うようになっており、各課に分かれていた事務も統一され、他の市町と同じく時代に沿った機構になったと思っておりましたが、ページ2 - 7下水道課、及びページ2 - 8上水道課では、依然今までどおりのようでございますが、同じ仕事を各課に分割するほど職員の増及び複雑化する建設業の制度に職員の取り組みの姿勢の問題もございまして、この際、財政課に統一されるべきと思います。なぜ下水道課と上水道課は現</p>

	<p>行どおりなのか、括弧書きの財政課に属するものを除くということの印刷漏れなのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>もう一点は要望でございますが、公共工事の検査についてでございます。新町行政機構にどこにも検査関係については載っておりませんが、自分が設計、監督、検査ではなく、他の職員で有識者による検査体制の導入を検討していただくよう、これは要望をいたします。</p> <p>以上です。</p>
山 下 幹 事	<p>要望ということでございますので、各係の細部については、先ほど事務局から説明がありましたように多少変わるということでございますので、再度検討させていただきたいと思ひます。</p>
中 藤 委 員	<p>要望は検査関係のことは要望ございまして、前の建設、農林、下水と水道課の関係との入札関係、統一なされてないと思うんですよ。括弧書きの印刷漏れなのか、そうではなくて下水と上水道は今までどおり各課で入札するのか。これを見ますというと、下水と上水道は各課でそれぞれ入札するとなっているように思うんです。括弧書きが除いておるのか、そうでなければ財政課でせつかくこれ統一をなされてよい機構になっておると思ひますので、そういうふうにするべきだと思いますが。これは質問でございます。</p>
井 上 会 長 総 務 班 長	<p>それでは、事務局から。</p> <p>すいません、失礼いたします。</p> <p>下水道課の入札契約の関係だと思いますが、この分につきましては財政課の契約係と統一ということでさせていただくようなことで了解をいただいたらと思ひます。それでよろしいでしょうか。</p>
中 藤 委 員 総 務 班 長	<p>いやいや、下水道課と水道課。</p> <p>下水道課もすべて統一ということで、検討させていただきたいと思ひます。</p>
中 藤 委 員 総 務 班 長	<p>括弧書きが印刷漏れということで。</p> <p>括弧書きではなくて下水道、その部分については財政課の契約係で統一をして入札、契約をやるということです。</p>
中 藤 委 員 総 務 班 長	<p>これ見ますと、そういうになっていないので。</p> <p>下水道課の部分のものを削除していただいて、財政係の契約の</p>

<p>中 藤 委 員</p>	<p>管理の入札の部門をいかせていただくということで御理解いただきたいと思います。</p> <p>そうしますというと、括弧の部分は印刷漏れであると、財政課の方で統一してやるということで理解してよろしいんですか。</p>
<p>総 務 班 長 中 藤 委 員 井 上 会 長</p>	<p>はい。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>上 田 委 員</p>	<p>はい。ほかにございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
	<p>二、三、お尋ねをしたいと思うんですが、新しい町の行政機構ということで、先ほど余り急激な変化を来さないというような方向で従来の行政機構をそのまま受け継いだような、踏襲されたような形の行政機構になっておるように思うんですが、大変その辺については御苦労があったんだなとお伺いはしますが、ただせっかく3町が合併して新しい町になるわけですから、もう少しその辺について整理をして、やはり新しい町にふさわしい、ひとつ簡素で、あるいは合併できるような組織があれば合併して新しい組織体制をつくるというような知恵もあっても良かったかなというような気もしないでもありませんが、こういうふうにでき上がったものですから、それをとやかく今申しませんが。</p> <p>問題は、これ並行して職員の職務配置についても同時並行で大体検討されておるんだろうと思うんですが、町の行政ですから、国、県の行政と違って直接行政でございます。直接行政サービス、国、県は間接行政サービスという形があるんで、町行政ですから直接行政サービス。いかに住民に直接サービスして速やかに対応できるかということが根幹になるだろうと思うんですが、今回総合支所という形で2カ所、支所は設置をされている。その支所機能と本庁とのいわゆる権限の配分、その辺がどうなるのか。それは最大の今後の争点であると思うんですが、ご苦労を重ねるようなことになっては住民が戸惑うばかりだし、今までよりも手続が複雑になるというようなことが想定をされますので、その辺のところを十分考えられたことになるであろうということを期待しているんですが。職員配置も併</p>

	<p>せて、現行の職員全部抱えるわけですから、それぞれその辺の配置についても検討を並行してされているんだらうと思いますが、一部には既にそれぞれの総合支所の定数は幾らと決められているというような話も聞きますが、その辺はどうなっているのか。あるいは首長さん並びに議員さんも同時に今度、合併と同時に選挙が行われるわけですが、同時になるのか別々になるのかそれはわかりませんが、いずれにしても選挙で選出されるということですから、その期間、いわゆる職務執行者、3人の町長さんの間でどなたかがなされるということであると思いますが、その辺についてのいろいろ、今、巷には人事権の問題がいろいろ流布されたりしていますが、その辺心配をしているんですが、その職務執行者というか、代執行者がどこまでの人事権があるのか、人事権があるのかないのか、その辺のところちょっとお伺いをしたいと思いますが。</p>
井 上 会 長	はい、どうぞ、総務課長。
森 口 課 長	それでは、数点御質問がございました。
	<p>まず一点目の行政機構の関係、そこら辺と新しい町への方向付け、そういうのもあっていいのではないかというような御意見もございました。現在の機構の中で住民への不便を来さないというのが前提条件になっております。そういうようなことを踏まえてこの機構を成立させていただいたということでございます。</p>
	<p>次に、支所と本庁との権限の関係になってくるとの御意見でございますが、総合支所の権限につきましては、本庁の課長という位置づけになっております。どちらにしても町民が来て即答をできる分野、あるいは協議をしていかなければならない分野等多々あると思います。直結に処理できる分野については総合支所ですることができるという機構になっておると思います。</p>
	<p>それと、職員配置の件につきましては、それに事務量等に似合うような中で現在調整をしておるのが現状でございます。</p>
	以上です。
井 上 会 長 協 議 会 事 務 局 長	<p>もう一つ。職務執行者の人事権があるかないか。 失礼します。</p>

上 田 委 員

議員さんの職務執行者の権限ですけれども、人事権はあるのかという話なんですけれども、それはスタートしたときの辞令は渡しますけれども、それから人事権というものは新しい町長になってそれはするものですから、その職務執行者が在職中に権限で異動するとかということはありません。それを理解してください。

人事権についてはそういうことだろうと思います、確かにね。今聞くところによると、既にもう4月1日の新町に対する職員の配置決定というか、その辺が検討されておる。それぞれそれに伴う職員の人事というか、2月には内示の発令なんかという話も聞くんですが、それはどこまでかはっきりしたことではないんですが。そうしたときにいわゆる職員、細かくは給与面でも、例えば伊方町は8級制をとっておるとか、あるいは瀬戸町は7級制であるとかというようなそういうものもある。その辺の調整も恐らくされておるんだろうと思いますが、された中でいろいろ人事の調整をやっておられるんだろうと思うんですが。2月には既に新町のそういう職員体制の内示をしようというような検討もされているようですが。そうしたときに4月1日付でということだろうと思うんですが、4月1日ということになりますと、新町ということですから内定であって新しい首長さんが選挙によって選ばれて、初めてそのような人事権というのは動いていくんだろうと思いますから、当然職務執行者にそのような人事権は付与されてないんだろうという感触は持ってはおるんですが。一部にははや昇格人事のようなことまで一部にはあるというような話もちろちら噂として出ておる。ちょっと定かでない、私も確かめたわけじゃないですが、そういうことは果たしてできるのかなと。4月1日付の昇格なんかということは誰がもってやるのかということをやちょっと、これはうわさの段階で出ていることですから、確かめたわけじゃないですから定かではありませんが、そういうことは実態としてありとするなら、これは大変なことではないかと思います。ましてこの経費節減、こういうことを念頭に置いて考えるんならそういうことがあってはならないと思うわけです。

それと合わせて1点、ここで先ほど企業会計の下水道と上水

<p>井 上 会 長 上 田 委 員 井 上 会 長</p>	<p>道の契約の関係で伊方の委員さんから質問があったようですが、それと関連するわけではないんですが、下水道も企業会計で運営されている、上水道も企業会計ということになったら、例えば現状の課を踏襲するというであったとしても、その辺は公営企業に割って入っても良かったんじゃないかという気がしないでもないですが。こういうことで決定されているようなので、今さらそれを言ったところで。そういう事例でほかにももうちょっと知恵を出して良かったところがあるんじゃないかなという気がしないでもないですし、もっと新町にふさわしいユニークなものが、あるいは新しいものがあったんじゃないかなという気もしますが、これは私がそう考えるだけのことで実態としてこういう形ででき上がっていますからそれをとやかくは申しませんが、今後行政改革する上でまたその辺の検討をされたらいいんじゃないかなと思いますので、その辺は職員の皆さんも心がけていただいたらと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>人事権の関係での答弁は要りませんか。</p> <p>できればしてください。</p> <p>当然4月1日付で新しい町が発足するわけですから4月1日付の事例発令というのは職務執行者が行います。3人の町長の中から職務執行者をそれまでに決めます。4月1日付の人事の発令というのは、職務執行者が辞令は交付しますが、3月31日までの旧町が存続するまでの間に3人の町長が協議をして望ましいといいますか、よりよいスタートができるような形の人事内示をするというのが通例の作業ですので、時期が来ればそういう作業をして内示をし、職務執行者が4月1日付でそれを発令すると、そういうことになるかと思います。執行者というのは当然一定の制約の中で事務をするわけですので、権限の乱用というのはおのずと制限がありますし、新しい首長が誕生する、そして新しい議会構成ができるというそういうことで、新町の行政の機能としては100%エンジンをふかしてスタートするということですので。それまでの暫定期間ですのでおのずと制限がありますし、今言ったようなことで人事についてはその旧町の中でお互いが協議をして決めるということですよ</p>
--	---

	<p>ので、そういう昇格云々という話もありましたけれども、それはお互いの協議の中でバランスをとる中で必要性があればそういうこともあり得るかもわかりませんが、まだそういうところまでの作業はしておりません。それでよろしいですかね。</p>
上田委員	<p>もう一点だけ構いませんか。</p>
井上会長	<p>はい。</p>
上田委員	<p>私ばかりで申しわけないんですが、もう一点、私昇格が必ずしもだめだということは考えてもおりませんし、必要であればそういうことも処理も必要であろうと思いますが、ただ4月1日という形でのことはちょっとその辺不可能なんじゃないかなという気がするんです、手続上。旧町の執行者は旧町の対応でやるんならそれはできるかもわかりませんが、その必要があれば。そうでなかったら4月1日付でというのはちょっと無理なんじゃないかな、手続上はというふうに考えます。</p>
	<p>それともう一点、これもいろいろな心配をしておるんですが、財政合併の中で調整の中で一部どうも調整が進んでないという部分があるように聞いておるんですが、その辺は調整はうまくできつつあるんでしょうか、間に合うんでしょうかということをお願いしたいと思います。財政合併の件。</p>
井上会長	<p>何ですか、財政合併というのは。</p>
上田委員	<p>財政に伴ういろいろなその手続上の問題でしょうけれど、この席で言って良いかどうかわかりませんが、いろいろ事務手続上の問題でそれぞれの持っている、各町が抱えておる財政問題のいわゆる調整がまだ未調整であるということを知っていますが、その辺は調整は進んでおりますかということを知りたいんです。</p>
井上会長	<p>はい。</p>
森口幹事	<p>現在事務の調整等、あらゆる分野でしております。ただ、現在協議をしている分もございます。そこら辺等については、現在協議及び調整をしているという状態でございます。</p>
上田委員	<p>まだ、結論は出ていないということですか。</p>
森口幹事	<p>はい。</p>
井上会長	<p>よろしいですか。</p>

井上会長	<p>ほかに御意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特にないようでございますので、以上をもちまして報告第35号を閉じます。</p> <p>次に、報告第36号特別職の報酬等についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。</p> <p>3ページをお願いします。報告第36号について御説明をいたします。</p> <p>報告第36号特別職の報酬について。</p> <p>特別職の報酬について別紙のとおり報告する。</p> <p>平成17年1月21日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>特別職の報酬につきましては、現行の報酬の額、同規模自治体の例などをもとに調整することとして協定されておりますが、その協定内容を基本といたしまして部会等で検討し、3町長で合意をいたしました。その報酬につきまして別紙のとおり報告するものです。</p> <p>3-1ページ以降に、常勤の職であります町長、助役、収入役及び町長の職務執行者並びに議会の議員、行政委員会の委員として教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等及び審議会等の附属機関の委員やその他の特別職等の報酬を調整額欄に明記してございます。後ほどお目通しをしていただきたらと思えます。</p> <p>以上、特別職の報酬についての報告でございます。</p>
井上会長	<p>以上、事務局より説明報告がございましたけれども、御意見はございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特に御意見はないようでございますので、以上で報告第36号を閉じます。</p> <p>次に、報告第37号消防団の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

調 整 第 1 班 長

失礼します。

資料は4ページをお願いします。

報告第37号消防団の取扱いについて。

消防団の取扱いについて別紙のとおり報告する。

平成17年1月21日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。

次のページ4-1は、3町長の協議書の写しでございます。

合併協定では団員の任免、報酬及び手当、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、3町の長が別に協議し、新町に引き継ぐことといたしております。そのため協議により決定されたものであります。

協議内容につきましては次のページ以降になりますが、調整方法につきましては、3町消防団の本部関係者の協議により取りまとめをされまして、専門部会を通じて町長に提案されたものでありまして、3町長の協議の結果、同意をいただいたものであります。

では、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

4-2ページをお願いいたします。

まず、消防組織体制であります。新町の消防団は合併前の旧町の範囲ごとに3つの方面隊を設けることといたしております。また、方面隊の中では旧村単位に2つの副方面隊に分割し、6つの中隊を組織します。現在各地区に置かれております分団の組織につきましては、46の分団を13の分団に再編し、名称は通し番号で区分することといたしております。なお、具体的には4-5ページ以降に組織図を添付いたしておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

次に、団員定数ですが、団長以下新町全体で764名といたしておりますが、合併時は消防力の低下を来さないように現行の定数をそのままといたしております。役員報酬につきましては、現在の伊方町の報酬を基本として調整されております。比較検討資料は4-8ページに載せてございますので、後ほど確認をお願いいたします。

資料は4-3ページをお願いいたします。

備品のうち団旗と分団旗につきましては、現在伊方町で使用

しているものを引き続き活用することといたします。団員のヘルメット及び法被につきましても、合併時はそのまま活用していただき合併後に順次更新することにいたしておりますが、本部役員の法被につきましても、合併時に新たに支給することといたしております。

次に、団員の任免でございますが、現在三崎町で導入されております定年制につきましてもは廃止いたします。団長の任命につきましてもは、消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以下の団員につきましてもは、町内に居住する18歳以上の者で志操堅固、身体強健な者のうちから町長の承認を経て団長が任命することになります。なお、合併時における団長の任命方法についてでございますが、新町の町長が選任されるまでの間、消防団に空白の期間を設けることができませんので、4月1日付で新町消防団長を任命する必要があります。その具体的な手法につきましてもは、現段階では決定事項ではありませんが、今後3町消防団での協議をいただき、合併までに新町消防団長候補者の推薦をいただきたいと考えておりました、その推薦を受け、合併までに3町長の協議によりまして団長候補者の承認を事前に得ておく予定としております。その候補者につきましてもは、先ほどお話にもありましたが、4月1日付で新町町長職務執行者により団長を任命していただく方法、このような方法で調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、消防団の年間事業についてであります。町全体で実施する事業と各方面隊で行う事業を区分して実施することにいたしておりますが、合併初年度の出初式会場は旧伊方町内の会場とし、以降は持ち回りとしていたしております。消防操法の町大会につきましてもは合併後17年度と18年度の開催は予定されております。

防災行政無線の設備につきましてもは、合併後当面は現行の3町の設備を利用することといたしております、17年度中のシステムの改造等により一体的な運用が可能なシステムへ整備を予定いたしております。なお、新町の新しい統一システムにつきましてもは、現行のシステムの耐用年数等を考慮いたしまして、合併後5年以降に更新する予定といたしております。

井上会長	<p>4 - 4 ページにあります団員の分限、懲戒、服務規律の定めにつきましては、現在の3町の定めをもとに不都合が生じないよう調整されたものであり、大きな変更点はございませんのでお目通しをお願いいたします。</p> <p>以上、消防団の具体的調整内容についての報告とさせていただきます。</p> <p>以上、事務局より消防団の取扱いについての報告がございましたけれども、御意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、以上をもちまして報告第37号消防団の取扱いについては閉じます。</p> <p>次に、報告第38号農業委員会委員の定数についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
調整第2班長	<p>失礼いたします。</p> <p>資料5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第38号農業委員会委員の定数について。 農業委員会委員の定数について別紙のとおり報告する。 平成17年1月21日提出。 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。 資料5 - 1ページをお願いいたします。</p> <p>農業委員会委員の定数については、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、選任による委員に土地改良区推薦委員が追加されたため、合併協議項目である農業委員会委員の任期及び定数の取扱いの見直しが必要になったと農業委員会から申し入れがあり、修正を行っているものであります。この件につきましては、農業委員会及び合併協議会において慎重審議の上、決定されているところでございますが、協定書の内容は選挙による委員の任期及び定数について確認をいただいているものであります。</p> <p>今回の申し入れについての内容は、選任による委員の推薦主体に係る修正のみでありますので、協定書の変更、再度の調印までは必要とするに至らないと判断し、農業委員会の申し入れのとおり修正することとして3町長の合意が得られましたの</p>

井上会長	<p>で、報告させていただくものであります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>以上、報告がございましたけれども、何か御意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、農業委員会委員の定数についてはそのようなことで報告を閉じます。</p> <p>次に、報告第39号各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
調整第1班長	<p>失礼します。</p> <p>資料は6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第39号各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて別紙のとおり報告する。</p> <p>平成17年1月21日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>奨学資金貸与事業につきましては、合併時に伊方町の制度を基本に再編するという協定の内容でございますので、そのように調整させていただいております。具体的調整の内容につきましては、右端の欄に掲げておりますので、御確認をお願いいたします。</p> <p>まず、貸付金の額につきましては、高等学校は月額2万円、高等専門学校及び農業大学校は3万5,000円、大学及び短期大学は4万5,000円で、現在の伊方町の制度に統一いたします。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>貸付の対象となる学校及び貸与の期間につきましても、現在の伊方町の制度に統一いたします。学力基準につきましては、高校、専門学校の基準について伊方町と瀬戸町の間をとりまして2.5以上と調整をさせていただきました。所得要件につきましては、2町に差がありませんので現行どおりといたしてお</p>

	<p>ります。なお、町税等、町に納付すべき徴収金に滞納がある場合は貸付対象としないことにしております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>奨学金の返還猶予制度及び返還免除制度でございますが、資料に掲載の(1)と(2)は伊方町、瀬戸町ともに同じ内容でございますので引き続き適用いたしますが、(3)の事項につきましては、今回の調整により新町では猶予制度は廃止させていただくことになりました。なお、本年度末までに旧町で貸し付けされた奨学金につきましては、旧町での制度を適用することにいたしておりますので、引き続き(3)の返還猶予等の制度は適用されることとなります。</p> <p>次に、奨学金の返還ですが、返還方法は伊方町の現在の制度を適用することといたしております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>この資料は新町の奨学生採用基準要領でございます。既に平成17年度大学入試試験についてはセンター試験も終了し、高校の入学試験も近づいております。そのような時期であり、新年度の奨学生の応募の時期でありますので、現在3町教育委員会では2月末を締め切りに奨学生の応募を受付いたしております。この資料につきましては応募の際の目安や書類選考等の際の基準となるものであります。なお、次のページには所得の基準を判断する算出方法の資料を添付いたしておりますが、先ほど申し上げましたように、伊方町の基準をそのまま新町の制度といたしておりますので変更点等はありません。</p> <p>以上、奨学資金貸与事業の具体的調整内容についての報告とさせていただきます。</p> <p>井上会長 以上、事務局から報告がございましたけれども、何か御意見、御質問はございませんか。</p> <p>井上会長 {「なし」と呼ぶ者あり}</p> <p>井上会長 特にないようでございますので、報告第39号を閉じます。</p> <p>次に、報告第40号社会教育関係事業についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>調整第1班長 失礼します。</p>
--	---

資料は7ページをお願いします。

報告第40号社会教育関係事業について。

社会教育関係事業について別紙のとおり報告する。

平成17年1月21日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。

次のページをお願いいたします。

現在3町におきましては、社会教育分野でさまざまな行事を展開いたしております。中でも今回報告させていただきますのは、主立った行事で住民の皆様の関心の高い行事につきまして合併後どのようになるのかという部分について、資料にまとめさせていただきました。

行事の名称と合併後の考え方について報告をさせていただきます。

まず、成人式でございますが、成人式は新町で統一して開催をいたします。

町民運動会は、今までどおり旧町単位で公民館事業として開催をいたします。

駅伝大会は、新町で統一して実施をいたしますが、コースや内容につきましては合併後に検討をいたします。

生涯学習推進大会につきましては、新町で統一して開催をいたします。

P T A 研究大会につきましても、新町で統一して開催をいたします。

人権フェスタにつきましても、新町で統一して開催をいたします。

スポレク祭、スポーツ少年団大会、これらにつきましては関係団体がありますので、そこら辺との調整を含めまして今後合併後に検討するというにいたしております。

文化祭につきましては、旧町単位で公民館まつりとして開催します。

文化のつどいにつきましては、新町で統一して開催します。時期につきましては合併後検討ということになっております。

なお、このほかにもさまざま公民館事業といたしまして事業展開をいたしておりますが、それぞれ新町におきまして公民館

井上会長	<p>の設置等を計画されておる部分もありまして、今後調整して住民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局より報告がございましたけれども、何か御意見あるいは御質問はございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、以上をもちまして報告第40号社会教育関係事業について閉じます。</p> <p>次に、報告第41号指定金融機関等についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
調整第1班長	<p>失礼します。</p> <p>資料は8ページをお願いします。</p> <p>報告第41号指定金融機関等について。</p> <p>指定金融機関等について別紙のとおり報告する。</p> <p>平成17年1月21日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>現在3町におきまして指定金融機関等の指定を行っておりますが、合併後の金融機関について報告させていただくものでございます。</p> <p>まず、指定金融機関につきましては、合併時における調整の内容の欄を御確認いただきたいと思いますが、現在3町間に相違がないので、現行どおり西宇和農業協同組合を新町の指定金融機関といたします。</p> <p>指定代理金融機関につきましては、3町それぞれ指定いたしておりますが、指定代理、収納代理金融機関については指定金融機関との意見を事前に聞きまして、住民の利便性を考慮した上で、合併までに不都合が生じないように調整するというところで現在作業を進めさせていただいております。ということで、今回は指定金融機関につきましては西宇和農業協同組合の指定ということで御報告をさせていただきますのでよろしく申し上げます。</p>

井上会長	<p>以上です。</p> <p>以上、報告がございましたけれども、何か御意見、御質問はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、報告第41号を閉じます。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>その他の1番といたしまして、新「伊方町」の住所表示についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。</p> <p>その他1番、新「伊方町」の住所表示について御説明をさせていただきます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>新「伊方町」の住所表示につきましては、1月17日総務大臣の告示がありまして、合併後西宇和郡伊方町となります。字の名称につきましては、現行の字のとおりとすることといたしておりますが、字の後に続きます番地の住所表示について、現在登記簿または戸籍の表示には番地の後に記載されております「の・内・第」の表示はありませんが、合併に伴い戸籍事務等の電算業務等を統合するため、この住所表示を統一することとして「の・内・第」の表示を削除し、表示することといたしております。その変更につきましては、3、住所表示の変更についての の変更例のように削除し、表示することといたしております。なお、この変更に伴い印鑑登録でありますとか不動産登記、運転免許証などの変更の手続は必要はありません。また、住民の皆さんに周知及び関係市町村に周知する必要がありますので、住民の皆さんへは合併までに町の広報紙等で周知する予定であります。さらに、関係市区町村への通知は でお示しいたしているとお知らせすることといたしてございます。この住所の表示の変更につきましては、伊方町は3月1日から、瀬戸町、三崎町は合併日の4月1日から実施することといたしてございます。</p> <p>以上、住所の表示についての報告でございます。</p>
井上会長	<p>以上、住所表示について説明がありましたけれども、何か御意</p>

井上会長	見、御質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 特にないようでございますので、以上で報告を閉じます。 その他の2番といたしまして、第21回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてを議題といたします。 事務局から説明を求めます。
総務班長	失礼いたします。 その他2番、第21回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてでございます。 合併協議会につきましては、次回が最終となります。 議題といたしましては合併協議会の廃止の手続きが必要であり、その廃止議案を提案、御承認いただきまして、各町議会でその後決定をし、解散となります。つきましては、2月下旬から3月上旬に開催を考えておりますが、幹事会で日程調整の上、決定後御案内をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。 以上でございます。
井上会長	以上、事務局より日程につきまして説明がありましたけれども、事務局案のとおりとさせていただいてよろしいでしょうか。
井上会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、そのようにさせていただきます。 その他、何かこの機会に御意見ございませんか。
井上会長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 特にないようでございますので、以上で本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。
協議会事務局長	それでは、閉会に当たりまして宮本副会長の方からごあいさつをお願いいたします。
宮本副会長	委員の皆様には、休憩もとらずに長時間慎重審議をいただきまして、本当にありがとうございました。 会長のあいさつにもありましたように、60年前の乙酉には第2次大戦の敗戦という苦い経験をいたしましたけれども、我々の先輩たちは見事に日本を復興いたしまして、御案内のように4月1日からは新しい国のあり方、新しい地方の自治のあ

協 議 会 事 務 局 長

り方を求められる変革のスタートの年でございます。

次回の21回が最後の協議会となりますけれども、それぞれの立場で健康に留意いただきまして、今後とも引き続き御尽力、御協力をいただきますことをお願いをいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議全日程を終了いたしました。大変お疲れさまでございました。

一同、御起立願います。礼。どうもありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員